

資料 - 2 第52回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第52回河川保全利用委員会(H30.9.19)審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第52回委員会での審議結果	第53回河川保全利用委員会 審議内容	第53回委員会 配布資料
4. 議事 1)第51回委員会活動の整理事項	「資料 - 2 第51回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。			
2)野洲川川田河川公園の更新申請に係る審議	<p>(1)野洲川川田河川公園に関する申請説明書の説明及び(2)審査結果一覧表の説明について、「占用許可申請説明書、資料-3 野洲川川田河川公園前回意見書(抜粋)、資料-4 審査結果一覧表」にて説明を受け、(3)更新申請に係る審議を行った</p> <p>【審査区分Aについて】 ・野洲川河川学習会は毎年実施しているのか。 3つの公園で順番に実施しており、3年に一度実施することとなる。 ・樹木伐採計画の検討内容はどのようなものか。 平成21年から8年かけて管理区間内を1巡しており、今後2巡目に入っていく。しかし、野洲川は放水路が完成して来年度で40周年を迎えるが護岸の損傷が生じており、そちらに予算を優先的に回さざるを得ないことから時期を示すことは難しい。 ・樹木伐採を実施する方向で検討しているという理解でよいのか。 その理解でよい。 【審査区分Bについて】 ・B11必要理由の「親水空間としての具体的な利用には至っていないことから」とあるが、審査区分Aの基本理念、基本方針で野洲川河川学習会を実施していると記載されているので整合を図った方がよい。 ・護岸階段の位置付けについて、護岸階段があるから活用したらどうかということなのか、活用しなければならないのか、確認したい。 護岸階段は公園の親水空間のために設置されたものではない。たまたま設置されているのだから、それを活用するのが一番いいのではというのが委員会の意見だと理解している。河川管理者としては絶対に活用しなければならないということではない。 ・護岸階段を下りた先は河川管理者の管理範囲となるが、委員会からの活用意見に対して河川管理者側で整備することはできるのか。 公園利用者のために樹木伐採することは難しいが、例えば守山市から河川管理者と共同で河川学習の相談を受けた場合などは 河川管理者が協力することもあり得る。 ・護岸階段があることがわかりにくいので看板でもあればいいと思う。 ・引き続き護岸階段がある公園であることを前提に親水空間としての取り組みを続けてもらいたい。 【審査区分Cについて】 ・草刈りをしながらあちこちでぎやかにしゃべっておられ、施設管理といいながらも地元の方々によるある種の利用形態だと感じた。 ・シルバー人材センターを使いながらではあるが、地元の方々で維持管理ができているとすればいいものを見せてもらったと思う。 ・駐輪場がないという意見が残っているが、駐輪場を広げて駐輪場の機能を持たせているのでそれほど厳しい指摘をしなくてもよいと感じた。 ・ピワイチよりみちコースの整備は県が実施したのか。 河川管理者にて河川管理用通路として整備したもの。 ・現地を見たときに危ないところやバイクの通行もあったので、安全対策として自転車専用などの交通規制を考えてはどうか。 昨年度に公園の前後区間はゆっくり走ろうという看板を設置したが、公園利用者との交錯も十分考えられるので今後も安全対策を検討していく。 【審査区分Dについて】 ・樹林化が治水上に与える影響は非常に大きいと思うが、一方でD12以降では公園利用により生物の生息環境が分断されているとこれまで評価してきた。どちらが正しいという話ではなく、うまくバランスをとって管理しなければならないし、利用もしていかなければならない。今回、河川管理者として優先すべき重要な課題として追記されたことは、生物中心の記載がなされている中で評価できる。</p>	<p>・提出された意見は事務局にて整理し、資料-4の「委員会による審査の判断(案)」を事務局で記載する。</p> <p>・次回委員会では「委員会による審査の判断(案)」、「意見書(案)」を議論し、意見書を確定したい。</p>	<p>・審査表により各項目の委員会による審査の判断(案)を確認するとともに、意見書の意見・要望への反映について審議を行う。</p>	<p>資料 - 3 資料 - 4 資料 - 4 - 1</p>
5. 委員会の今後のスケジュールについて	「参考資料-1 審議対象となる野洲川占用施設一覧、参考資料-2 今後のスケジュールについて」により説明を受けた。			
6. 一般傍聴者からの意見聴取	なし			
7. その他	なし			

審査表

審査区分	審査項目	審査細目	審査内容の説明	判断のポイント (抜粋)	野洲川川田河川公園(守山市)			
					前回審査(H26年度)の判断	河川管理者による 審査意見	各委員からの意見 (第52回委員会)	委員会による審査の判断(案)
A 基本理念と 基本方針等 の検証	A1 基本理念	A11 基本理念	基本理念の内容を満足しているか。		親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本理念の内容を満足しているとはいえない。	親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本理念の内容を満足しているとはいえない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。	特になし	親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本理念の内容を満足しているとはいえない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。
	A2 基本方針	A21 基本方針	基本方針の内容を満足しているか。		親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本方針の内容を満足しているとはいえない。	親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本方針の内容を満足しているとはいえない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。	特になし	親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、実現に至っていないことから、基本方針の内容を満足しているとはいえない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。
	A3 意見書	A31 継続申請時の改善	意見書で指摘された事項について、改善を行ったか。	継続申請時に、意見書で指摘された事項の改善状況を確認する。	親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、設置箇所が流水域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っておらず、また、スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小ができておらず、前回の委員会で示された改善計画案どりに改善されていない。	親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、設置箇所周辺の河道内樹木の繁茂や流水域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っておらず、また、スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小ができておらず、前回の委員会で示された改善計画案どりに改善されていない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。	特になし	親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、設置箇所周辺の河道内樹木の繁茂や流水域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っておらず、また、スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保又は規模の縮小ができておらず、前回の委員会で示された改善計画案どりに改善されていない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。
B 占用施設の 計画と設置 理由の検証	B1 必要性	B11 必要理由	この場所を必要とする理由は基本理念と基本方針に照らし合わせ妥当か。	「過去から使用しているから必要であり、継続して使用したい」という判断は、別の場の議論と考える。 環境を考慮した利用への変化を確認する。 やすらぎの場、レクリエーションの場として確認する。 設置の経緯、地元交流の場として確認する。 施設の活用状況を現地調査で確認する。	スポーツ・レクリエーション施設としての利用が活発であり、地元要望も高いが、基本理念・基本方針に照らし合わせると妥当な必要理由があるとは言いがたい。	スポーツ・レクリエーション施設としての利用が活発であり、地元要望も高いが、基本理念・基本方針に照らし合わせると親水空間としての具体的な利用に至っていないことから妥当な必要理由があるとは言いがたい。	「親水空間としての具体的な利用には至っていないことから」とあるが、審査区分Aでは野洲川河川学習会を実施しているなどと記載されているので整合を図った方がよい。	基本理念・基本方針の内容を満足していないものの、スポーツ・レクリエーション施設としての利用が活発であり、地元要望も高い。また、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されていることは、一定の必要理由があると判断できる。

	B12	適正面積	占用面積は必要最低限にしているか。その算定に妥当性を示したか。	他の類似占用施設に比べて面積を比較する。 申請施設の中で、利用の少ない施設、不要と思われる施設(構造物)が含まれているかを判断する。	守山市による「北川原公園」の整備により多目的広場、緑地広場の占用面積の縮小を検討している。スポーツ・レクリエーション施設としての利用だけでなく、基本理念・基本方針に合った利用を図り、その上で適正面積を検討されたい。	守山市による「北川原公園」の整備により多目的広場、緑地広場の占用面積の縮小を検討している。 また、スポーツ・レクリエーション施設としての利用だけでなく、基本理念・基本方針に合った利用を図り、その上で適正面積を検討されたい。	特になし	守山市による「北川原公園」の整備により多目的広場、緑地広場の占用面積の縮小を検討している。 また、スポーツ・レクリエーション施設としての利用だけでなく、基本理念・基本方針に合った利用を図り、その上で適正面積を検討されたい。
B2 代替性	B21	代替可能性	堤内地で代替できない施設であるか。	設置する施設が堤内地で代替可能であるかを判断する。一部の施設が代替不可能で、他の施設が代替可能との判断もありうる。	代替可能な施設である。	親水空間の利用、河川空間の体感という点では代替できないが、スポーツ・レクリエーション施設という点では代替可能な施設である。	特になし	親水空間の利用、河川空間の体感という点では代替できないが、スポーツ・レクリエーション施設という点では代替可能な施設である。
	B22	代替地調査	堤内地で代替可能な施設の場合、代替地を調査をしたか。	調査範囲は、広域運営の市町村範囲を対象に考える。 都市公園法でいう誘致距離を参考に調査範囲を設定する。 休耕田や廃校などの情報を入手したか確認する。 市内の運動場、市民広場、スポーツグラウンドなどの施設地図で確認する。	代替地調査が行われている。	代替地調査が行われている。	特になし	代替地調査が行われている。
	B23	代替地選定	代替地調査の結果、適した代替地があった場合、用地取得を試みたか。		代替地調査が行われたが、代替地は見つからない。「北川原公園」は、守山市により、地元要望に基づきサッカー場として整備されたためグラウンドゴルフ場としての利用はできない。	代替地調査が行われたが、代替地は見つからない。「北川原公園」は、守山市により、地元要望に基づきサッカー場として整備されたためグラウンドゴルフ場としての利用はできない。	特になし	代替地調査が行われたが、代替地は見つからない。「北川原公園」は、守山市により、地元要望に基づきサッカー場として整備されたためグラウンドゴルフ場としての利用はできない。
B3 安全性	B31	人への安全	占用区域内及び周辺道路における利用者、散策者、流域住民の安全に配慮した対策を講じているか。	現地調査で施設の状況を確認する。 利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。	おおむね配慮されていると判断する。	おおむね配慮されていると判断する。	特になし	おおむね配慮されていると判断する。
	B32	施設の安全	施設が自然災害等により被害(増水等による冠水、台風・地震等による倒壊、火災等)が生じた場合に備えて施設の安全対策を講じているか。	現地調査で施設の状況を確認する。 利用者、関係住民から寄せられた意見を確認する。 災害時の施設の安全連絡体制が定めてあるか確認する。	洪水時等の安全対策が講じられている。	洪水時等の安全対策が講じられている。	特になし	洪水時等の安全対策が講じられている。
	B33	安全対策の周知	施設設置により影響を受ける近隣住民に安全対策と事故時の対応策を周知しているか。	事故が発生した場合の施設利用者・住民への広報方法を確認する。 緊急時の対応として連絡先と連絡時期が定めてあるか確認する。	問題ない。	問題ない。	特になし	問題ない。
B4 公共性	B41	公共性	設置する施設は広く一般の用に供することが可能で、申請者だけの利用に限られる排他・独占的なものではないか。	利用者の制限はなく誰でも利用可能か確認する。 特定の団体の貸切利用等の優先利用の定めがあるか確認する。	排他・独占的ではない。	排他・独占的ではない。	特になし	排他・独占的ではない。
	B42	地元の理解	申請者は、設置する施設周辺の地元理解をどのような方法で得たのか(得るのか)。	地元要望施設と一致している施設であるか確認する。 施設利用者の交通経路は、問題ないか確認する。 利用日数面で、使用しない時期、曜日があるか確認する。	公園として利用することが地元で認識されており、河西学区長から要望書も提出されている。	公園として利用することが地元で認識されており、河西学区長から要望書も提出されている。	特になし	公園として利用することが地元で認識されており、河西学区長から要望書も提出されている。

C 占用施設の 利用計画と 利用者等か らの検証	C1 占用施設 利用計画	C11	設置期間	許可を受けた施設の使用期間はどのくらいになるか。	占用開始からの年数を確認する。施設の占用期間が長くなることで問題が発生していないか確認する。	占用開始から12年間、維持管理上の問題は発生していない。	占用開始から16年間であり、維持管理上の問題は発生していない。	特になし	占用開始から16年間であり、維持管理上の問題は発生していない。
		C12	施設の変遷	継続申請の場合、前回占用許可期間内にどのように施設内容が変化したか。また、その変化理由は何のものか。また、適切なものであったか。	現地調査で古い施設と新しい施設の施設状況を確認する。申請書の利用施設と現状の利用実態に相違がないか確認する。利用されていない施設・構造物があるか確認する。	前回計画・意見に基づき規模の縮小を検討されたが、達成されていない。また、利用状況と現状に合わせて、H23.6.27許可書において「緑地広場」1箇所が「グラウンドゴルフ場」とされ、占用範囲外にあった工作物(物置、ベンチ等)が占用範囲内に移動され、許可工作物とされた。	前回計画・意見に基づき規模の縮小を検討されたが、達成されていない。また、利用状況と現状に合わせて、H28.4.20付け許可において工作物の移動等の変更が行われた。また、野洲川左岸において河川管理者による河川管理用通路整備が実施され、ビワイチよりみちコースとしてサイクリングに利活用されており、本公園管理用通路もコースの一区間として位置付けている。それに伴いH29.4.24付け許可においてコースに支障となる木柵が一部撤去された。	特になし	前回計画・意見に基づき規模の縮小を検討されたが、達成されていない。また、利用状況と現状に合わせて、H28.4.20付け許可において工作物の移動等の変更が行われた。また、野洲川左岸において河川管理者による河川管理用通路整備が実施され、ビワイチよりみちコースとしてサイクリングに利活用されており、本公園管理用通路もコースの一区間として位置付けている。それに伴いH29.4.24付け許可においてコースに支障となる木柵が一部撤去された。
		C13	施設管理	利用に関する注意事項、緊急時の連絡先は看板等で利用者等に明示しているか。	現地調査で注意事項・連絡先を記載した看板を確認する。現地の利用者心得看板、占用標示板を確認する。迷惑行為を禁止する看板等を確認する。	看板に明示されている。特に問題はない。	看板に明示されている。特に問題はない。	特になし	看板に明示されている。特に問題はない。
		C14	共同利用	既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の利用について、所管者と協議を行ったか。	自由使用の場合の利用者調整の方法を確認する。利用者分析を実施して協調利用に反映しているか確認する。	守山市により整備された「北川原公園」について、多目的広場、緑地広場の共同利用施設として今後検討するとしている。	守山市により整備された「北川原公園」について、多目的広場、緑地広場の共同利用施設として検討するとしている。	特になし	守山市により整備された「北川原公園」について、多目的広場、緑地広場の共同利用施設として検討するとしている。
		C15	維持管理	施設の維持管理計画は適正であるか。また、施設の構造・規模は占用申請期間を適正に考慮したものか。	現地調査で現状の維持管理状況を確認する。自由使用の場合のカギとゲートの開閉管理を確認する。自由使用場所の維持管理方法を確認する。	「緑地広場」1箇所が「グラウンドゴルフ場」として使用されていることについては、守山市から変更申請があり、H23.6.27に許可している。	グラウンドゴルフ協会によるボランティア(除草・清掃作業)及び公園管理委託業務(施設管理)により適正に実施されている。	特になし	グラウンドゴルフ協会によるボランティア(除草・清掃作業)及び公園管理委託業務(施設管理)により適正に実施されている。
		C16	施設の補修・新設	施設整備に係る使用資材は河川内の資材を極力使用することし、河川外からの持ち込みを必要最小限に留めているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。施設を補修した実績と持ち込んだ補修材の記録を確認する。施設補修のルールを確認する。	軽微な補修については随時実施している。	軽微な補修については随時実施している。	特になし	軽微な補修については随時実施している。
		C17	構造物の安全	施設を構成する遊具等の構造物の定期点検を実施しているか。また、安全対策は定めているか。	遊具等の過去のトラブル・苦情を確認する。構造物点検は、強度点検まで実施しているかを確認する。構造物安全点検のルールを確認する。	「公園管理委託業務」の日常巡回時に目視にて確認。	「公園管理委託業務」の日常巡回時に目視にて確認している。	特になし	「公園管理委託業務」の日常巡回時に目視にて確認している。
	C2 利用者	C21	利用状況	占用区域内の各利用施設ごとに利用者数の変動(時刻、曜日、季節)を把握しているか。	現地調査で現状の施設利用状況を確認する。散歩者、水遊び利用者など利用者を確認する。施設別の利用者数の増加・減少を確認する。迷惑行為で利用されていないか確認する。	グラウンドゴルフ大会での利用者については把握されているが、それ以外については把握されておらず、自由使用であっても把握すべきである。	グラウンドゴルフ大会での利用者については把握されているが、それ以外については把握されておらず、自由使用であっても把握すべきである。	特になし	グラウンドゴルフ大会での利用者については把握されているが、それ以外については把握されておらず、自由使用であっても把握すべきである。
		C22	便所	トイレ施設を確保し適正に維持管理しているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。トイレの施設数、カギの管理、清掃頻度を確認する。施設案内図でトイレ設置表示が分かりやすいかを確認する。障害者対応が取られているか確認する。	適正に維持管理されている。	適正に維持管理されている。	特になし	適正に維持管理されている。

		C23	ゴミ処理	ゴミ処理の方法を定めているか。	現地調査で現状の施設状況を確認する。 ゴミの発生量を確認する。 ゴミ持ち帰りの呼びかけをしているか確認する。	定められている。	定められている。	定められている。	特になし	定められている。
		C24	利用者対応	適正な利用を促すための管理方法(管理人等の配置)を定めているか。	委託している管理内容を確認する。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。	特になし	特になし	管理人は置いていないが、利用者対策、管理方法はおおむね妥当である。
		C25	駐輪・駐車場	利用者の駐輪場・駐車場(身体障害者用等を含む)を確保しているか。	現地調査で設置状況を確認する。 駐輪場・駐車場までの進入経路が容易かどうか確認する。 駐輪場・駐車場の設置面積は利用状況から縮小可能か確認する。 障害者対応の施設であるか確認する。 アスファルト舗装と砂利舗装と非舗装を確認する。	駐輪場が確保されていない。グラウンドゴルフ大会開催時等、施設外への駐車とならないよう管理されたい。	駐輪場が確保されていないが、公園利用者及びピワイチよりみちコース利用者による今後の利用状況等に応じて検討される。グラウンドゴルフ大会開催時等においては緑地広場及び多目的広場を臨時駐車場として使用している。	駐輪場が確保されていないという意見が残っているが、駐輪場を広げて駐輪場の機能を持たせているのでそれほど厳しい指摘をしなくてもよい。	駐輪場が確保されていないという意見が残っているが、駐輪場を広げて駐輪場の機能を持たせているのでそれほど厳しい指摘をしなくてもよい。	駐車場スペースを用いて駐輪場・駐輪場の機能を確保している。駐輪場スペースの確保については、公園及びピワイチよりみちコースの今後の利用状況等に応じて検討される。グラウンドゴルフ大会開催時等においては緑地広場及び多目的広場を臨時駐車場として使用している。
C3 利用形態		C31	利用者の年齢等	利用者の年齢や身体又は健康状態に関わりなく利用可能な施設か、また、利用制限を設けている場合はそれに合理性があるか。	子供からお年寄りまでが使える施設が確認する。 家族連れ利用の配慮があるか確認する。 釣り人などの施設目的外利用者の利用実態を確認する。	制限は設けられていない。	制限は設けられていない。	特になし	特になし	制限は設けられていない。
		C32	利用者交流	常時利用者と流域住民との交流はあるか、また、交流を促進させる計画があるか。	「花火大会」など広範囲イベントの交流実績を確認する。 地元自治会の運動会などの利用実績を確認する。 定期的な開催利用と臨時的な開催利用の内容を確認する。	グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っていると判断する。	グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っていると判断する。	特になし	特になし	グラウンドゴルフ大会が開催されており交流に役立っていると判断する。
		C33	川とのふれあい	利用者と川とのふれあいが可能な施設か。	現地調査で、占用施設から川へ降りるアクセス経路を確認する。 水の流れている場所まで安全に通れるか確認する。 安全に水とふれあえる取り組みを確認する。 低水護岸に水面が接している状態であるか確認する。	前回計画・意見に基づき、親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、設置箇所が流水域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っていない。	前回計画・意見に基づき、親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、設置箇所周辺の河道内樹木の繁茂や流水域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っていない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。	前回計画・意見に基づき、親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、設置箇所周辺の河道内樹木の繁茂や流水域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っていない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。	特になし	前回計画・意見に基づき、親水空間としての具体的な利用として、護岸階段を利用した水際のアプローチなどを検討されたものの、設置箇所周辺の河道内樹木の繁茂や流水域から遠いという公園の立地条件の問題もあり実現に至っていない。 しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。
		C34	河川愛護保護活動	河川環境・治水・利水等の理解を促すための活動計画(または実績)があるか。	清掃活動、環境面を含めた「川を活かす」活動を確認する。 NPO団体、学校等と協調した環境保護活動を確認する。	活動計画はないが、グラウンドゴルフ協会や利用者による自主的な清掃等が行われている。	グラウンドゴルフ協会や利用者による自主的な清掃等が行われている。また、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されている。	特になし	特になし	グラウンドゴルフ協会や利用者による自主的な清掃等が行われている。また、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されている。
		C35	地域活性化	占用区域周辺地域の活性化を促す利用施設か。	地域密着型の利用形態が可能な施設であるか確認する。 「河川敷でなければできない利用」の観点から、地域の交流の場として活用を確認する。 地域と連携して取り組む活動はあるか確認する。	地域に密着した利用形態である。周辺地域の活性化に寄与していると判断する。	地域に密着した利用形態である。ピワイチよりみちコースの利用により、さらなる周辺地域への活性化に寄与する可能性がある。	地域に密着した利用形態である。ピワイチよりみちコースの利用により、さらなる周辺地域への活性化に寄与する可能性がある。	特になし	地域に密着した利用形態である。ピワイチよりみちコースの利用により、さらなる周辺地域への活性化に寄与する可能性がある。
C4 住民意見の反映		C41	意見聴取	利用計画策定に際して広く流域住民から意見聴取(対話討論会等)を行ったか。	意見を聴取した範囲の考え方を確認する。 意見聴取方法を確認する。	当公園にアンケート及び回収箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めているが、その対象は一部住民・利用者に限られており、意見聴取方法の検討・改善が必要である。	当公園にアンケート及び回収箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めている。また、ホームページ及び各種公聴制度により市内外より広く意見を聴取できる仕組みがある。	特になし	特になし	当公園にアンケート及び回収箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めている。また、ホームページ及び各種公聴制度により市内外より広く意見を聴取できる仕組みがある。
		C42	利用者意見	流域住民や施設利用(予定)者からの意見を反映させて計画した施設か。	施設利用団体など意見を聴いた範囲を確認する。 意見を聴いて施設に反映した内容を確認する。	グラウンドゴルフ等施設利用者の意見は聴取・反映されているが、流域住民の意見はされていない。意見聴取方法の検討・改善を踏まえ、意見を反映させる必要がある。	当公園にアンケート及び回収箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めている。また、ホームページ及び各種公聴制度により市内外より広く意見を聴取できる仕組みがある。	特になし	特になし	当公園にアンケート及び回収箱を設置し、利用者ニーズの把握に努めている。また、ホームページ及び各種公聴制度により市内外より広く意見を聴取できる仕組みがある。
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証	D1 環境	D11-1	大気汚染	占用区域とその周辺の大気汚染等の現況を調査したか、また、施設は占用区域とその周辺の大気質に影響を与えないか。	占用施設が大気汚染の発生源にならないか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	特になし	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。

D11-2	水質汚濁・底質汚染	占用区域とその周辺の河川水質・底質の現況を調査したか。施設は占用区域とその周辺の水質・底質に影響を与えないか。また、農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)の使用を禁止しているか。	草刈の方法と実績を確認する。排水暗渠の設置の状況を確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
D11-3	土壌汚染	占用区域とその周辺陸域の土壌質の現況を調査したか。施設設置により占用区域とその周辺の土壌汚染を招かないか。農薬の使用を禁止しているか。施設構造物等是有害化学物質を使用していないか。	草刈の方法と実績を確認する。芝の育成に堆肥を使用していないか確認する。除草剤の使用をしていないか確認する。害虫駆除の実績があるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)は使用されていない。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)は使用されていない。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。農薬(殺虫剤・殺菌剤・除草剤等)は使用されていない。
D11-4	地下水	占用区域とその周辺の地下水・河川伏流水の現況と近隣住民等による利水状況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の地下水系とその水質に影響を与えないか。		申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
D11-5	騒音・振動	占用区域とその周辺の騒音・振動の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の新たな騒音・振動の発生源にならないか。	騒音が発生する施設であるか確認する。利用者・来場者の車・バイクからの発生があるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
D11-6	悪臭	占用区域とその周辺の悪臭の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺への悪臭発生源にならないか。	臭気が発生する占用施設であるか確認する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。	特になし	申請者による調査はされていないが影響は小さいと判断する。
D12	地形改変	占用区域とその周辺の地形の特性の現況を調査したか。また、施設の地形改変が占用区域の地形特性に与える影響は軽微か。	現状からの変更地形を確認する。利用者の通路、車の通路の改変を確認する。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。	特になし	生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。
D13	整備の影響	施設整備に伴い小動物・植生への影響はないか。	占用箇所付近の環境調査結果を確認する。影響を少なくする整備方法を検討したか確認する。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。	生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。	特になし	生物の生息環境を分断する可能性があるが、その影響は小さいと判断する。
D14-1	陸生生物	占用区域とその周辺における陸生動物の分布等の現況を調査したか。また、施設は陸生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	占用箇所付近の環境調査結果を確認する。刈り込み時期、頻度を確認する。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	特になし	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。
D14-2	水生生物	占用区域とその周辺における水生動物の分布等の現況を調査したか。また、水生生物、とくに貴重種や保全対象種の生存に影響を与えないか。	占用箇所付近の環境調査結果を確認する。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。	特になし	申請者による調査はされていない。なお、「河川水辺の国勢調査」等の既存の資料を参考にし、貴重種や保全対象種への配慮が必要である。
D15	生態系	占用区域とその周辺の生物・生態系の概況を調査したか。施設が占用区域とその周辺の生態系に及ぼす影響は軽微か。生物の生息・生育環境の河川縦横断方向の連続性が分断される可能性は低い。	河川敷全幅の占用使用がされているか確認する。河川(低水敷)側に生態確保スペースを設けられないか確認する。同じ面積で、幅を狭くして長さ長くすることが可能か確認する。施設維持での実施内容で影響を少なくする工夫を確認する。	生物の生息環境の分断を回避する配慮がなされているが、さらに検討の余地がある。生態系の概念を理解し、生物の生息環境のつながりの確保に一層努められたい。	生物の生息環境の分断を回避する配慮がなされているが、さらに検討の余地がある。生態系の概念を理解し、生物の生息環境のつながりの確保に一層努められたい。	特になし	生物の生息環境の分断を回避する配慮がなされているが、さらに検討の余地がある。生態系の概念を理解し、生物の生息環境のつながりの確保に一層努められたい。
D16	環境復元	占用期間終了後、自然環境の早期復元を見込んだ整備計画としているか。	撤去困難な構造物が設置されていないか確認する。利用により転圧が増加することの環境回復を確認する。施設撤去で廃棄物が多く出ない利用施設であるか確認する。	撤去が困難な構造物ではなく、早期復元が見込めると判断する。	撤去が困難な構造物ではなく、早期復元が見込めると判断する。	特になし	撤去が困難な構造物ではなく、早期復元が見込めると判断する。

	D17	作業車の通行影響	河川敷を占用施設の管理作業車が走行することにより自然環境への影響はないか。	作業車の重量、走行頻度を確認する。 作業車の通行路と管理通路の関係を確認する。	作業車の利用は無く、影響はない。	作業車の利用は無く、影響はない。	特になし	作業車の利用は無く、影響はない。
	D18	無線使用の影響	施設で使用する無線周波数は、周辺受信施設に影響を与えないか。		無線の利用はない。	無線の利用はない。	特になし	無線の利用はない。
D2 治水	D21	治水	治水上の影響について事前審査は完了しているか。(確認事項)	利用施設が治水上影響がないか確認する。	河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。 なお、樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものと判断する。	樹林化が治水上に与える影響は非常に大きいと思うが、一方でD12以降では公園利用により生物の生息環境が分断されているとこれまで評価してきた。どちらが正しいという話ではないが、今回河川管理者として優先すべき重要な課題として記載されたことは評価できる。	河川管理者の審査項目として設定している。 なお、樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものと判断する。
	D22-1	構造物	占用区域が存する河川における過去の流況を把握しているか、また、施設の構造物は洪水時に治水上の支障を生じさせないか。	構造物の設置による支障の程度を確認する。	構造物による治水上の影響はない。	構造物による治水上の影響はない。	特になし	構造物による治水上の影響はない。
	D22-2	構造物流失	洪水時に構造物が流出しない対策が講じられているか、また、流出した場合の処置を定めているか。	冠水時の流出防止対策を確認する。 過去の他流出事例を反映した対策を反映しているか確認する。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	特になし	洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。
	D22-3	構造物撤去	冠水時に影響を受ける構造物を設置している場合、洪水時を想定した構造物の撤去訓練を定期的実施しているか。	撤去訓練報告書を確認する。	実施されている。	実施されている。	特になし	実施されている。
D3 利水	D31	利水計画	施設に利水計画がある場合、事前審査は完了しているか。(確認事項)		河川管理者の審査項目として設定している。	河川管理者の審査項目として設定している。	特になし	河川管理者の審査項目として設定している。
	D32	利水への影響	施設に利水計画がある場合、あるいは施設が河川水・地下水に影響を及ぼす可能性がある場合、既存の水利使用に影響を与えないか。		利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	特になし	利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。
D4 景観・文化	D41	景観	占用区域とその周辺の景観特性(生態学的景観を含む)の現況を調査したか。また、施設の形態(形状・色彩等)が占用区域とその周辺の景観特性に及ぼす影響は軽微か。	現地調査で近景・遠景の景観を確認する。 ベンチ、トイレなどの人工的な構造物の影響を確認する。	影響は軽微であると判断する。	影響は軽微であると判断する。	特になし	影響は軽微であると判断する。
	D42	景観変化の把握	占用に伴う景観変化の予測を行っているか。		行われていない。	行われていない。	特になし	行われていない。
	D43	植栽	占用区域の植栽が周辺景観に及ぼす影響は軽微か。また在来の植生を活かした植栽か。	河畔林などと調和した施設であるか確認する。 樹木管理の方法を定めているか確認する。 在来植栽を生かした利用であるか確認する。	本来の植生を活かした植栽はないが、周辺環境への影響は軽微であると判断する。	本来の植生を活かした植栽はないが、周辺環境への影響は軽微であると判断する。	特になし	本来の植生を活かした植栽はないが、周辺環境への影響は軽微であると判断する。
	D44	文化財	占用区域とその周辺の文化財の現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の文化財に影響を与えないか。	野洲川洪水に関する記念碑の設置場所を確認する。	影響はないと判断する。	影響はないと判断する。	特になし	影響はないと判断する。
	D45	歴史文化	占用区域とその周辺の歴史・文化に関する現況を調査したか。また、施設は占用区域とその周辺の歴史・文化(伝承文化等)と共存可能か。	地域風土と共存可能な施設であるか確認する。 放水路新設による地区分断を考慮したかを確認する。	共存可能と思われる。	共存可能と思われる。	特になし	共存可能と思われる。

C16、D13「施設整備」には、新築・改築・維持修繕を含む。

意見書 (案)

前回意見書 (平成27年2月5日)

今回意見書 (案)

整備経緯・利用状況

この公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。
設置当初の主な施設は多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであったが、平成22年10月より緑地広場1箇所をグラウンドゴルフ場に変更している。また今回、移動式トイレの増設を行う。

施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況についてはグラウンドゴルフを中心とした利用が活発に行われている。また、利用者による整備、維持管理も行き届いており、市民と行政との協働が図られている。

環境等

しかし、占用箇所は高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めて環境面を考えると、占用区間の距離が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

委員会の判断

当委員会は、「河川敷利用の基本理念」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、当該施設の更新申請について審査を行った。その結果、当該施設はスポーツ施設等の本来河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を行うべき施設と判断する。これについては前回意見書(平成22年10月12日付け)においても検討を行うよう意見を付したところである。これに対して検討は行いつつも、いずれも実行は困難であるとしており、改善されていない。

また、前回意見書で親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう要望した点についても実行できていない。これらのことから、当委員会は意見に対して適切な改善、実行がなされない限り占用許可の更新は妥当とは判断できないと考える。しかし、地域住民による利用が活発であり自主的な維持管理がなされていること、また地元からの存続の要望も高いことから、当面の占用許可の更新を行い、今後は下記に付す意見に対する実施が確実に実行されることを期待する。

意見・要望事項

【占用許可期限の更新についての意見】
スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を、引き続き検討し、実行すること。
上記意見の検討期間を2年とし、次回占用許可更新の際に、河川管理者は申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】
親水空間としての具体的な利用方法として、前回計画・意見にあった既設の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、検討の余地はあると考えられることから、利用者の安全と環境の保全に配慮のうえ、引き続き検討されたい。
申請者及び河川管理者は、本意見書に付す意見について真摯に受けとめ、「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態となるよう協働して改善されることを望む。

野洲川河川公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。
設置当初の主な施設は多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであったが、平成22年10月より緑地広場1箇所をグラウンドゴルフ場に変更している。その後、平成27年4月にグラウンドゴルフ場付近に移動式トイレを増設する等、利用状況に合わせて工作物の追加、移動等の変更を行っている。また、平成29年より公園管理用通路がビロイチよりみちコースの一区間としてサイクリングに利活用されている。

施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況についてはグラウンドゴルフを中心とした利用が活発に行われていると同時に、利用者による整備、維持管理も行き届いており、市民と行政との協働が図られている。

また、最近では親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されている。

しかし、占用箇所は高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めて環境面を考えると、占用区間の距離が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

一方、河道内に施設が設置され適正な維持管理が行われていることは、樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものと判断する。

当委員会は、「河川敷利用の基本理念・基本方針」及び「河川敷利用の基本方針」に則り、当該施設の更新申請について審査を行った。その結果、当該施設はスポーツ施設等の本来河川敷以外での設置・利用が可能であるため、代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を行うべきと判断する。これについては前回意見書(平成27年2月5日付け)においても検討を行うよう意見を付したところである。これに対して検討は行いつつも、いずれも実行は困難であるとしており改善されていない。

また、前回意見書で親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう要望した点についても実行できていない。しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。

これらのことから、当委員会は意見に対して適切な改善、実行がなされない限り占用許可の更新は本来妥当でないと考えるものの、治水面では樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものであること、利用面では地域住民による利用が活発であり自主的な維持管理が行われていることや地元からの存続の要望も高いことから、当面の占用許可の更新を行うこととする。今後は下記に付す意見に対する実施が確実に実行されることを期待する。

【占用許可期限の更新についての意見】
スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を、引き続き検討し、実行すること。
上記意見の検討期間を2年とし、次回占用許可更新の際に、河川管理者は申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。なお、対応結果の報告は2021年度の委員会において行うこと。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】
親水空間としての具体的な利用方法について、利用者の安全と環境の保全に配慮のうえ、引き続き検討されたい。なお、前回までの計画・意見にあった既設の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、引き続き検討の余地はあるものの、親水空間としての具体的な利用方法であれば、これ以外であっても否定するものではない。
申請者及び河川管理者は、本意見書に付す意見について真摯に受けとめ、「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態となるよう引き続き協働して改善されることを望む。

平成30年 月 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 水草 浩一 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川川田河川公園)

平成30年9月19日付け国近整琵琶調第23号にて意見照会の
ありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申し
たします。

占用許可申請の概要

野洲川川田河川公園	
守山市川田町地先 場 (左岸 5.2k+50m ~ 5.8k+80m 付近)	
多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場、グラウンドゴルフ場、駐車場、坂路	
守山市請 者	
占 用 面 積 . 4 0 m ²	

1. 委員会としての判断・要望

野洲川川田河川公園は平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、平成14年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

設置当初の主な施設は多目的広場、緑地広場、グラウンドゴルフ場などであったが、平成22年10月より緑地広場1箇所をグラウンドゴルフ場に変更している。その後、平成27年4月にグラウンドゴルフ場付近に移動式トイレを増設する等、利用状況に合わせて工作物の追加、移動等の変更を行っている。また、平成29年より公園管理用通路がピワイチよりみちコースの一区間としてサイクリングに利活用されている。

施設利用は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況についてはグラウンドゴルフを中心とした利用が活発に行われていると同時に、利用者による整備、維持管理も行き届いており、市民と行政との協働が図られている。

また、最近では親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されている。

しかし、占用箇所は高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めて環境面を考えると、占用区間の距離が長く、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから、それらに影響があると考えられる。

一方、河道内に施設が設置され適正な維持管理が行われていることは、樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものと判断する。

当委員会は、「河川敷利用の基本理念・基本方針」に則り、当該施設の更新申請について審査を行った。その結果、当該施設はスポーツ施設等の本来河川敷以外での設置・利用が可能なものであるため、代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を行うべきと判断する。これについては前回意見書（平成27年2月5日付け）においても検討を行うよう意見を付したところである。これに対して検討は行いつつも、いずれも実行は困難であるとしており改善されていない。

また、前回意見書で親水空間としての具体的な利用方法を検討するよう要望した点についても実行できていない。しかし、親水空間の利用として、市内の児童を対象に野洲川河川学習会が実施されており、また、河道内樹木伐採に係る計画・調整について河川管理者において検討される予定である。

これらのことから、当委員会は意見に対して適切な改善、実行がなされない限り占用許可の更新は本来妥当でないと考えるものの、治水面では樹林化抑制の観点から治水及び河川管理に資するものであること、利用面では地域住民による利用が活発であり自主的な維持管理が行われていることや地元からの存続の要望も高いことから、当面の占用許可の更新を行うこととする。今後は下記に付す意見に対する実施が確実にされることを期待する。

【占用許可期限の更新についての意見】

スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保、あるいは「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態への変更を、引き続き検討し、実行すること。

上記意見の検討期間を2年とし、河川管理者は申請者による対応結果を当委員会へ報告すること。なお、対応結果の報告は2021年度の委員会において行うこと。

【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

親水空間としての具体的な利用方法について、利用者の安全と環境の保全に配慮のうえ、引き続き検討されたい。なお、前回までの計画・意見にあった既設の護岸階段を利用した低水路へのアプローチについては、引き続き検討の余地はあるものの、親水

空間としての具体的な利用方法であれば、これ以外であっても否定するものではない。申請者及び河川管理者は、本意見書に付す意見について真摯に受けとめ、「河川敷利用の基本理念・基本方針」を踏まえた利用形態となるよう引き続き協働して改善されることを望む。

2. 検討の経緯

平成30年 9月19日	諮問文書の受理 第52回委員会 ・施設の現地調査 ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明 ・委員による更新申請に係る審議
平成30年12月 4日	第53回委員会 ・委員による更新申請に係る審議 ・委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年 1月18日付け意見書
平成21年 3月31日付け意見書
平成22年10月12日付け意見書
平成27年 2月 5日付け意見書

以上

今後のスケジュールについて(平成30年度)

	平成30年度						
委員会回数	第52回			第53回	第54回		第55回
月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
野洲川川田河川公園 (守山市)	諮問 審議			意見書(案)審議 意見書提出			
野洲川改修記念公園 (守山市)					諮問 審議		意見書(案)審議 意見書提出

審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点番号	件名	許可受ける	場所		占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	地点番号	件名	許可受ける	場所		占用面積 (m ²)	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	
	野洲川中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	平成27年12月1日 ~平成32年11月30日	平成32年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場		野洲川立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏川原 - 立入町川原	左岸	100,768.77	平成28年4月1日 ~平成31年3月31日	平成30年度	散策広場、クレイ広場、 芝生広場、バスケットコート、 グラウンドゴルフ場、グラウンド	
	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	平成26年4月1日 ~平成31年3月31日	平成30年度	ゲートボール場 サッカー場 グラウンドゴルフ場		野洲川河川公園	野洲市	野洲市野洲地先 ~ 野洲市三上地先	右岸	139,181.10	平成28年4月1日 ~平成31年3月31日	平成30年度	芝生広場、多目的運動場、 野球場、陸上競技場、 テニスコート、ゲートボール場、 グラウンドゴルフ場、健康広場	
	野洲川川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	平成27年10月1日 ~平成30年9月30日	平成30年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場		野洲川運動公園	栗東市	栗東市出庭字外川原付近	左岸	34,794.36	平成28年4月1日 ~平成31年3月31日	平成30年度	グラウンドゴルフ場、芝生広場、 テニスコート、ソフトボール場、 多目的広場、陸上競技場	
	野洲川ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本地先 ~ 野洲市野洲字坂田地先	左岸	76,362.11	平成29年10月1日 ~平成32年9月30日	平成32年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場										

